

# ジビエ利活用コーディネーター登録制度の概要

- ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、ジビエ等の利活用に関する専門的知識と経験を有し、捕獲から販売に至る体制づくりや、需要と供給のマッチングなどの各種相談に応じた助言・指導を行うことができる者を「ジビエ利活用コーディネーター」として農林水産省に登録し、処理加工施設などの要請に応じて紹介する制度。

## 1. ジビエ利活用コーディネーターの登録・利用

### (1) 登録手続

- 地方農政局など公的機関及びジビエ等利活用に関する関係団体並びに農林水産省鳥獣対策・農村環境課は、ジビエ等利活用に関する活動実績等を踏まえ、農村振興局長に対し、候補者を推薦
- 農村振興局長は、候補者のうち、コーディネーターとして適切と認める者に対し、登録を依頼、本人の承諾後に登録（有効期間無し）
- 登録したコーディネーターの氏名、連絡先、専門分野、対応可能地域、これまでの活動実績等の情報を農林水産省HPで公表

### (2) 利用手続

- 利用者は、公表情報を基に希望するコーディネーターに直接連絡し、依頼する助言の内容等を当事者間で調整・契約締結
- 連絡先が非公表の場合は、鳥獣対策・農村環境課に連絡し、情報提供を受ける

## 2. ジビエ利活用コーディネーターが行う助言等の内容

- 地域におけるジビエ等利活用推進の体制整備
- 地域における被害防止計画の策定（捕獲鳥獣の有効利用関係）
- 処理加工施設の整備・運営
- ジビエ等の処理・加工・流通・販売における衛生管理
- ジビエ等商品の開発・販路開拓
- その他捕獲鳥獣の有効利用の推進



## ジビエ利活用コーディネーター登録・利用の流れ

